



「見直し案の特徴の一つは、貸出資産を評価する際に貸出先の格付けを反映する」という点だ。例えば、格付けの悪い企業に対する融資は融資額の二五〇%を資産として計上することになる。その場合、自己資本比率を計算する際の分母である資産が増えるので、比率は下がる。中小企業向け融資などが多い銀行は比率が下がるのを恐れ、貸し出し姿勢が消極的になるかもしれない。新規制で信用収縮が起きる可能性がある」

「格付けが米国の格付け会社によるものが多いという現状のまま新BIS規制を導入すると、米系格付け

「銀行が資産として無制限に株式を持つことが許されているのは日本だけ。米国は大恐慌後の一九三三年に制定されたグラスステイナル法で銀行の株式保有を禁止した。英国でも慣習法で禁じられ、ドイツでは自己資本の六割までしか保有できない。これらは銀行の経営が株価の変動で影響

を受け、下がり始める原因にもなった。また、株を保有しているために株価の下落で評価損が出て、自己資本を食いつぶしてしまっただけで、銀行の株式保有を禁止すべきだ」

「銀行の健全性を確保するために新規制は有効ではないですか。」

「貸出先のリスクに応じて資産を評価するということ自体は導入せざるを得ない。しかし、BIS規制は国内基準行への適用も視野に入れておきたい。原則的には国際的に活動する銀行を対象にしたものだ。国内基準行まで一律に規制するのは、国内独自の自己資本比率の計算方法があっても良い」

「銀行が健全性を確保するために新規制は有効ではないですか。」

「貸出先のリスクに応じて資産を評価するということ自体は導入せざるを得ない。しかし、BIS規制は国内基準行への適用も視野に入れておきたい。原則的には国際的に活動する銀行を対象にしたものだ。国内基準行まで一律に規制するのは、国内独自の自己資本比率の計算方法があっても良い」

「銀行が健全性を確保するために新規制は有効ではないですか。」

「貸出先のリスクに応じて資産を評価するということ自体は導入せざるを得ない。しかし、BIS規制は国内基準行への適用も視野に入れておきたい。原則的には国際的に活動する銀行を対象にしたものだ。国内基準行まで一律に規制するのは、国内独自の自己資本比率の計算方法があっても良い」

「銀行が健全性を確保するために新規制は有効ではないですか。」

「貸出先のリスクに応じて資産を評価するということ自体は導入せざるを得ない。しかし、BIS規制は国内基準行への適用も視野に入れておきたい。原則的には国際的に活動する銀行を対象にしたものだ。国内基準行まで一律に規制するのは、国内独自の自己資本比率の計算方法があっても良い」

「銀行が健全性を確保するために新規制は有効ではないですか。」

「貸出先のリスクに応じて資産を評価するということ自体は導入せざるを得ない。しかし、BIS規制は国内基準行への適用も視野に入れておきたい。原則的には国際的に活動する銀行を対象にしたものだ。国内基準行まで一律に規制するのは、国内独自の自己資本比率の計算方法があっても良い」

「銀行が健全性を確保するために新規制は有効ではないですか。」

「貸出先のリスクに応じて資産を評価するということ自体は導入せざるを得ない。しかし、BIS規制は国内基準行への適用も視野に入れておきたい。原則的には国際的に活動する銀行を対象にしたものだ。国内基準行まで一律に規制するのは、国内独自の自己資本比率の計算方法があっても良い」

「銀行が健全性を確保するために新規制は有効ではないですか。」

「貸出先のリスクに応じて資産を評価するということ自体は導入せざるを得ない。しかし、BIS規制は国内基準行への適用も視野に入れておきたい。原則的には国際的に活動する銀行を対象にしたものだ。国内基準行まで一律に規制するのは、国内独自の自己資本比率の計算方法があっても良い」

「銀行が健全性を確保するために新規制は有効ではないですか。」

「貸出先のリスクに応じて資産を評価するということ自体は導入せざるを得ない。しかし、BIS規制は国内基準行への適用も視野に入れておきたい。原則的には国際的に活動する銀行を対象にしたものだ。国内基準行まで一律に規制するのは、国内独自の自己資本比率の計算方法があっても良い」

「銀行が健全性を確保するために新規制は有効ではないですか。」

「貸出先のリスクに応じて資産を評価するということ自体は導入せざるを得ない。しかし、BIS規制は国内基準行への適用も視野に入れておきたい。原則的には国際的に活動する銀行を対象にしたものだ。国内基準行まで一律に規制するのは、国内独自の自己資本比率の計算方法があっても良い」

「銀行が健全性を確保するために新規制は有効ではないですか。」

「貸出先のリスクに応じて資産を評価するということ自体は導入せざるを得ない。しかし、BIS規制は国内基準行への適用も視野に入れておきたい。原則的には国際的に活動する銀行を対象にしたものだ。国内基準行まで一律に規制するのは、国内独自の自己資本比率の計算方法があっても良い」

「銀行が健全性を確保するために新規制は有効ではないですか。」

「貸出先のリスクに応じて資産を評価するということ自体は導入せざるを得ない。しかし、BIS規制は国内基準行への適用も視野に入れておきたい。原則的には国際的に活動する銀行を対象にしたものだ。国内基準行まで一律に規制するのは、国内独自の自己資本比率の計算方法があっても良い」

「銀行が健全性を確保するために新規制は有効ではないですか。」

「貸出先のリスクに応じて資産を評価するということ自体は導入せざるを得ない。しかし、BIS規制は国内基準行への適用も視野に入れておきたい。原則的には国際的に活動する銀行を対象にしたものだ。国内基準行まで一律に規制するのは、国内独自の自己資本比率の計算方法があっても良い」

「銀行が健全性を確保するために新規制は有効ではないですか。」

「貸出先のリスクに応じて資産を評価するということ自体は導入せざるを得ない。しかし、BIS規制は国内基準行への適用も視野に入れておきたい。原則的には国際的に活動する銀行を対象にしたものだ。国内基準行まで一律に規制するのは、国内独自の自己資本比率の計算方法があっても良い」

「銀行が健全性を確保するために新規制は有効ではないですか。」

「貸出先のリスクに応じて資産を評価するということ自体は導入せざるを得ない。しかし、BIS規制は国内基準行への適用も視野に入れておきたい。原則的には国際的に活動する銀行を対象にしたものだ。国内基準行まで一律に規制するのは、国内独自の自己資本比率の計算方法があっても良い」

「銀行が健全性を確保するために新規制は有効ではないですか。」

「貸出先のリスクに応じて資産を評価するということ自体は導入せざるを得ない。しかし、BIS規制は国内基準行への適用も視野に入れておきたい。原則的には国際的に活動する銀行を対象にしたものだ。国内基準行まで一律に規制するのは、国内独自の自己資本比率の計算方法があっても良い」

「銀行が健全性を確保するために新規制は有効ではないですか。」

「貸出先のリスクに応じて資産を評価するということ自体は導入せざるを得ない。しかし、BIS規制は国内基準行への適用も視野に入れておきたい。原則的には国際的に活動する銀行を対象にしたものだ。国内基準行まで一律に規制するのは、国内独自の自己資本比率の計算方法があっても良い」

BIS規制の見直し



文京女子大教授
菊池 英博氏

きくち・ひでひろ 東大教養学部卒。1959年に東京銀行（現東京三菱銀行）に入り、オーストラリア東京銀行頭取などを経て退職。95年4月から現職。金融論、国際金融論。63歳。

〈BIS規制〉
国際的に業務を実施している民間銀行に対する自己資本比率に関する世界的な統一規制。主要国の銀行監督当局で組織されるバーゼル銀行監督委員会（事務局＝スイス・バーゼル）が作成する。規制の目的は銀行の健全性を確保するとともに各国の民間銀行の競争条件を一致させること。1980年代に過小資本にもかかわらず貸出資産を増やして、シェアを伸ばした邦銀の活動に歯止めをかけることも狙った。現行規制では自己資本比率が8%以上ないと国際業務ができない。現在、見直し作業が進んでいるが、8%の基準自体は変わらない。2000年中に見直し案を決定する。BIS規制では、国内だけで業務をする国内基準行については基準を定めていないが、日本は独自に4%以上と定めている。

信用収縮招かぬ改革を

「銀行の持ち株会社を活用する。銀行本体が持つ株式を傘下の証券会社などに移し、銀行本体が保有株の影響を受けないようにする。そのためには早く、連結納税制度や、グループ内（聞き手・安井 孝之）

とも反対されていますね。銀行が資産として無制限に株式を持つことが許されているのは日本だけ。米国は大恐慌後の一九三三年に制定されたグラスステイナル法で銀行の株式保有を禁止した。英国でも慣習法で禁じられ、ドイツでは自己資本の六割までしか保有できない。これらは銀行の経営が株価の変動で影響を受け、下がり始める原因にもなった。また、株を保有しているために株価の下落で評価損が出て、自己資本を食いつぶしてしまっただけで、銀行の株式保有を禁止すべきだ」

「悪影響は具体的にはどの程度ですか。」

「九七年三月から九八年九月までに、有価証券の含み益が減少した。九七年秋以降の信用収縮の原因は、銀行が株を持っていてからで

「バブルが起きたのも株価が高騰して銀行の含み益が増え、自己資本も増えたため、貸し出し余力が急増したからともいえる。株価の乱高下が融資姿勢を左右するというのは問題だ」

「BIS規制の見直しでも、銀行の株式保有禁止の議論でも必要なのは、銀行の信用収縮が株価の変動や規制の変化といった他律的な要因で影響を受けないようにするという観点だ。ちょっと株価が好転したから、見直しなくても良いのでは、という考え方は本質的な改革ではない」

「銀行の株式保有をどう変えれば良いですか。」

「銀行の健全性を確保するために新規制は有効ではないですか。」

「貸出先のリスクに応じて資産を評価するということ自体は導入せざるを得ない。しかし、BIS規制は国内基準行への適用も視野に入れておきたい。原則的には国際的に活動する銀行を対象にしたものだ。国内基準行まで一律に規制するのは、国内独自の自己資本比率の計算方法があっても良い」